

総務委員会資料

1 令和6年第4回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第169号

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和6年11月22日

総務企画局

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 昭和34年10月10日条例第30号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項及び第3項並びに第12条の5第1項において同じ。)(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(前条の規定による正規の勤務時間を超える勤務及び週休日における勤務をいう。以下同じ。))をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務にあつては、この限りでない。 3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24	○川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 昭和34年10月10日条例第30号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。)(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(前条の規定による正規の勤務時間を超える勤務及び週休日における勤務をいう。以下同じ。))をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務にあつては、この限りでない。 3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24

改正後	改正前
時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務にあっては、この限りでない。 4 前3項の規定は、第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項及び第3項並びに第12条の5第1項において同じ。）（小学校就学の始期に達するまでのものに限る。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあり、及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 前各項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務にあっては、この限りでない。 4 前3項の規定は、第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）（小学校就学の始期に達するまでのものに限る。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 前各項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
（休暇の種類） 第9条 職員の休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。	（休暇の種類） 第9条 職員の休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。

改正後	改正前
(1) 年次休暇 (2) 病気休暇 (3) 特別休暇 (4) 介護休暇 (5) 介護時間 (6) 組合休暇 <u>(7) 子育て部分休暇</u> 2 前項第1号から第3号までに掲げる休暇は、有給とする。	(1) 年次休暇 (2) 病気休暇 (3) 特別休暇 (4) 介護休暇 (5) 介護時間 (6) 組合休暇 <u><新設></u> 2 前項第1号から第3号までに掲げる休暇は、有給とする。
<u>(子育て部分休暇)</u> 第12条の5 職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）は、小学校就学の始期から中学校就学の始期に達するまでの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、<u>子育て部分休暇を受けることができる。</u> 2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 3 第12条の2第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。	<u><新設></u>

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (部分休業の承認) 第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間条例第2条から第4条の3までの規定による勤務時間をいう。）（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第12条の規定による育児を事由とする特別休暇（市長が定めるものを除く。以下「育児時間」という。）<u>、勤務時間条例第12条の3第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）又は勤務時間条例第12条の5第1項の規定による子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）</u>の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、<u>当該介護時間又は当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間、<u>介護時間又は子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない場合にある場合は、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間、<u>当該介護時間又は当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (部分休業の承認) 第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間条例第2条から第4条の3までの規定による勤務時間をいう。）（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第12条の規定による育児を事由とする特別休暇（市長が定めるものを除く。以下「育児時間」という。）<u>又は勤務時間条例第12条の3第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）</u>の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間<u>又は当該介護時間</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間<u>又は介護時間</u>の承認を受けて勤務しない場合にある場合は、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間<u>又は当該介護時間</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。